



広報

# みまた

58/7月号

発行  
昭和58年7月11日  
(176号)  
宮崎県北諸県郡三股町  
編集  
職員課



## — 今月の主な行事 —

7月18日(月)～25日(月)

栄養改善教室

21日(木) 献血

25日(月) 育児教室

31日(日) 県知事選挙投票日

## 夏休みを前に 自転車の正しい乗り方教室

三股小PTAでは、夏休みを前にして小学5、6年生を対象に自転車の正しい乗り方教室を開きました。都城警察署から婦人交通指導員2名を招いて、自転車の点検整備と正しい乗り方について、子供たちは熱心に受講しました。

夏は暑さによる心身の疲労から、毎年交通事故が増加する傾向にあります。お互に交通ルールを守り安全運転に努めたいものです。



# 六月定例議会 一般会計補正予算案など 八議案を可決成立

昭和五十八年第四回本町の六月定例議会は、六月十四日から二十三日までの十日間にわたって開かれ、昭和五十八年度一般会計補正予算（第一号）案など、八議案を提案し原案どおり可決成立しました。



ほかに追加提案された固定資産評価審査委員会委員選任の同意、また、昭和五十七年度の一般会計予算繰越明許費計算書（災害復旧費）並びに、都市計画事業の新馬場土地区画整理事業継続費繰越計算書などを議会に報告しました。尚、可決成立した主な事項は次のとおりです。

(一)、昭和五十八年度一般会計補正予算（第一号）について  
繰越金五千七百九十四万二千元をはじめ、国庫支出金、県支出金、町債などの歳入に伴い、歳出は、地区公民館建設費千二百四十万円、補正をはじめ、権八重公園整備事業、稗田橋新設工事など、六千九百八十七万円を追加して、一般会計歳入歳出予算総額を三十五億六千九百八十七万七千円としました。

としました。  
(二)、国民健康保険条例の一部改正について  
地方税法の一部改正に伴い、保険料の課税限度額が、一万円引き上げられ二十八万円となり、また標準課税額に対する税率の改定を行ったものです。  
(三)、老人医療費の支給に関する条例の廃止について  
老人保健法の施行に伴い、従来の老人医療費の支給に関する条例が廃止されました。  
(四)、水道事業設置等に関する条例の一部改正について  
水道事業の第五次計画に伴い、従来の給水区域名（地区公民館区域）を字名に改称し、給水人口一万六千人を二万一千人、また一日最大給水量六千四百立方メートルを一万五立方メートルに改正しました。  
ほかに、水道条例の一部改正では、給水区域を削除することになりました。  
(五)、職員の定年等に関する条例について  
地方公務員法に基づき、一般職員の定年を六十歳、医療業務に従



蔵元勝盛氏

事する医師を六十五歳と定めたものです。  
このほか、職員の勤務時間及び休暇に関する条例が改正されました。  
(六)、固定資産評価審査委員会委員に蔵元勝盛氏を選任  
六月三十日付で任期満了となられた園田秀彰氏の後任として、蔵元勝盛氏（中米、七十四歳）を選任しました。



7月は「愛の血液助け合い運動」月間です。

## 健全な青少年の育成を目指して



近年、青少年の非行、犯罪が年々増加し、社会的に大きな問題となつていきます。  
そこで、町青少年育成町民会議では、非行や犯罪を未然に防止し、青少年を健全に育成するため、各地域に補導員を設置。去る六月二十七日中央公民館で各地区二十七名の青少年補導員に委嘱状が交付されました。

まず、持原会長が一ひとりに委嘱状を交付した後、補導員を代

表して上村時男さんが「青少年の非行防止のため、努力します」と述べました。  
これからも家庭や学校、地域社会のあらゆる組織の中で、青少年活動の輪を広げ、全町民で青少年を見守り、健全育成に努めなければなりません。  
尚、委嘱された補導員は、次のとおりです。

地区名	氏名	電話
仲町	飯田倫郎	②二二二番
山王原	清水守	②二九六番
上米	上村時男	②二五四番
中米	中村隆徳	②三〇六番
樺田	内村重義	②三九〇番
谷	上冲安男	②四七九番
寺柱	樗木誠二	②一九八番
大鷲巣	中野勇作	②四九一〇番
高畑	山領征男	②五三一七番
切寄	藤原正三	②四八五四番
梶山	神崎三子	②一七二〇番
轟木	轟木勝一	②一四九番
飯屋	川越昇一	②一三九番
大野	児玉安弘	②四四〇番
勝岡	福島正秋	②三三八七番
前目	西田敦男	②一三三八番
藤池	森政弘	②四八九六番
餅原	政弘	②三三三五番
中元	松山登孝	②五三三五番
下新	白井ミツ	②一七六九番
下新	山元秋夫	②一八一七番

### 青少年非行防止 県民総ぐるみ運動 七月一日〜八月三十一日まで

次代を担う青少年を健全に育成することは、国民的な課題ですが近年、青少年の非行が急激に増加し、悪質化、多様化するなど憂慮すべき状況にあります。  
このため七月と八月を「青少年非行防止県民総ぐるみ運動」期間を定め、県民が一体となって非行防止の徹底を図ろうとするものです。  
月間の重点事項  
(一) 県民の非行防止意識の高揚  
(二) 非行グループの解体補導その他、青少年の非行防止  
(三) 青少年を取り巻く社会環境の浄化  
以上のような重点事項であり、また、家庭や地域社会が一体となり、青少年の健全育成に努めましょう。

### 明るく正しい選挙は 私たち一人ひとりの 心がけから

県知事選挙投票日  
七月三十一日  
もれなく投票しましょう

選挙は、私たちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための貴重な意思表示です。  
私たち一人ひとりが主権者として与えられた権利を無駄にすることなく、政治、選挙に対して深い関心と認識を持ち、義理や人情に惑わされずに、正しい判断によって代表者としてふさわしい人を選ぶことが大切です。

選挙のときにかぎらず、日ごろから「贈らない、求めない、受けとらない」の「三ない運動」できれいな選挙を心がけましょう。



贈らない 求めない 受けとらない



### 福祉だより

児童扶養手当についてご存じですか？  
この手当を受けることが出来る人は、父と生計を同じくしていない(障害の場合を除く)場合で、次の児童(十八歳未満の者又は二十歳未満で心身に一定の障害がある者)を監護養育している人に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した後、父親と別れて生活している児童
- 父が死亡した児童
- 父の生死が明らかでない児童
- 父が引き続き一年以上遺棄している児童
- 婚姻によらないで生まれた児童や養児など

●父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童  
※手当を受けている人又は受けようとする人が老齢福祉年金、障害福祉年金以外の公的年金を受けられている場合や、児童が公的年金を受けている場合は手当は支給されません。

●児童扶養手当の額は  
児童一人の場合月額三、七〇〇円  
児童二人の場合月額二、七〇〇円  
児童三人以上の場合、三人目以降の児童一人につき二、〇〇〇円を加算した額(三人の場合は、三九、七〇〇円となります)

※現況届け期間、八月十一日～九月十日までとなっています。

●詳細については福祉生活課までお問い合わせ下さい。  
電話二一―二二―(内線千七番)

### 森林総合整備事業で 魅力ある森林の造成を

森林所有者の皆さん森林総合整備事業をご存じでしょうか。  
森林総合整備事業は、国と県の指導、援助のもとに市町村が中心となって、造林の計画を立ててよりよい森林づくりと、山村地域の振興をめざす地域ぐるみの造林計画です。また、この事業では、下刈り、除伐、間伐などの費用がすべて補助

●事業内容

事業の区分	補助率	補助条件	備考
造林	四〇/一〇〇	―	一般の場合は四〇/一〇〇
下刈	四〇/一〇〇	―	終極的用途は四〇/一〇〇
間伐	四〇/一〇〇	―	終極的用途は四〇/一〇〇
除伐	四〇/一〇〇	―	終極的用途は四〇/一〇〇

●詳細についてはお問い合わせは 都城森林組合三股支所まで  
電話二一―二五〇〇番

### 中小企業者へ 短期運転・設備資金を融資

町では、町内中小小工業者の経営の近代化や安定化をはかるために、収納代理金融機関(都城信用金庫三股支店、宮崎銀行三股支店)に運転及び設備資金、四千万万円を預託して、低利で融資する制度をとっています。

一方、金融機関では、預託額の三倍を貸出いたします。  
設備改善等の計画をされている方は、早めに申し込み下さい。

- 融資対象  
三股町内に一定の店舗、事務所、事業所を有し、常時使用する従業員が工業の場合二十名以下、商業、サービス業十名以下の中小工業者
- 融資額  
一企業あたり、二百万円以内
- 融利率  
年七・五パーセント以内

但し、保証協会保証の場合は、七・二五パーセント以内

- 融資期間、二十ヶ月以内
- 連帯保証人、二名
- 申込先  
都城信用金庫三股支店か、宮崎銀行三股支店に申し込み下さい。尚、申込書には、町民税の納税証明書と商工会の推薦書を添付するようになります。
- 詳細については、都城信用金庫三股支店か宮崎銀行三股支店にお問い合わせ下さい。

### 健康づくりの食生活 清涼飲料水をとり過ぎないように

子供たちにとって、待ちに待った夏の訪れです。家族で海や山へ出掛けるなど、楽しい計画を立てていることと思います。ところで、食生活の方はいかがですか。暑さのために生活のリズムが狂いやすく、食生活も乱れがちとなります。子供さんのいる家庭では、特に注意しましょう。

暑さで食欲がないと、毎食軽いもので済ませたり、食事を抜いたり、アイスクリームやジュースなどをとりすぎてしまう。このような食生活を続けていると、体の調子が崩れてしまいます。

夏の食事で気をつけたいことは、まず栄養のバランスです。夏は水分を多く必要とするため、ややもするとジュースなどの清涼飲料水を多くとりがちですが、飲みすぎると疲労や食欲不振を招きます。清涼飲料水よりは牛乳を飲んで水分を補いましょう。

また、ビタミン類やタンパク質をとることも怠ってはなりません。特に肉、魚、豆腐など、タンパク質に富んだ食品は夏に衰えがちなスタミナの減退を防ぎます。三度の食事も、規則正しくとるよう心掛けましょう。特に子供の場合は、もともと栄養の摂取が少ないうえに消化吸収力が大人に比べて劣りますので、おやつは一日三回の食事に次ぐ「第四の食事」と考えて、質・量共に気を配りましょう。



夏を健康に過ごすには、三度の食事をきちんととり、早寝早起きを励行するなど規則正しい生活を送ることが大切です。また、朝のラジオ体操や水泳など適度な運動を心掛けることと、十分な睡眠をとり、「健康で楽しい夏」を過ごしましょう。

### 台風期を前に災害危険個所を調査

梅雨入りの六月十六日、町と警察署、消防署が合同で災害が発生しやすい危険個所を調査しました。本町は、南九州特有(気象、地質)の自然環境にあり、年間降雨量も多く、土壌は火山灰特有のシラス層からなり降雨による林地、耕地の崩壊が発生しやすい状態でありました。

このため地域住民の安全性を期するため、町内四十四の危険個所を調査したもので、これを危険度



税の作文募集  
国税局、税務署では中学生、高校生の皆さんから「税の作文」を募集しています。テーマ…税に関するものであればなんでも結構です。

字数…中学生…1600字以内  
高校生…3000字以内

しめきり…中学生…9月20日(木)  
高校生…9月5日(日)

申込先…都城東町9街区27号  
都城税務所

※作品の木尾に住所・氏名・性別・学校名・学年・学校の所在地を書いて下さい。

### 技術アドバイザー制度で 技術力の強化を

豊かな発想、さまざまなアイデアを持ちながらも、それを実際の製品、技術の開発に生かせるかと悩んでいる中小企業者の人が意外と多いようです。

こうした問題でお困りの方は、宮崎県の「技術アドバイザー制度」を利用されることをお勧めします。技術アドバイザーは、依頼のあった中小企業の技術水準に応じて、企業の生産現場や公設の試験研究機関などにおいて適切な指導を行います。また、製造工程の改良など、部分的な問題についても技術専門家が指導、アドバイスをしてくれます。

- 指導を行う業種は  
食品、木工、化学、電気機械、金属、薬業土石です。
- 費用は  
県が負担しますので、企業の負担はありません。
- 企業秘密は、  
技術アドバイザーは企業秘密を厳守します。
- 技術アドバイザーによる指導依頼又はお問い合わせは、都城商工労働事務所(都城市北原町)電話〇九八六―三三四五―一八番



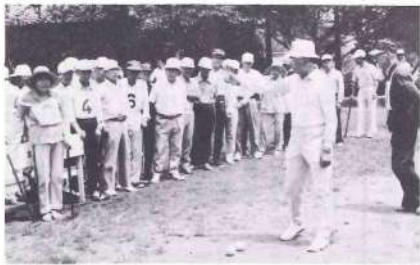
# 町の話題



**町婦人幹部研修会 町婦人連絡協議会**  
町婦人連協(会長 白井ミツ)では、婦人の地位向上と家庭における子供の健全育成などについて、去る5月29日中央公民館で幹部研修会を開きました。  
研修会は、テーマを「青少年の非行」について、北野先生(町教委)の講演が行われた後、三分科会で非行防止策を議論。その中で子供に対して放任主義が多い、子供らしく挨拶をするように指導したら……など活発な意見が交換されました。



**大淀川をきれいにしよう、とキャラバン隊訪れる**  
6月1日から1週間「水道週間」と、5日から1週間「環境週間」にちなんで、大淀川をきれいにしよう、とキャラバン隊が6月6日本町を訪れました。  
最近、家庭、工場、畜産業などの雑排水、排せつ物が原因となって河川が汚れています。宮崎市では生活用水の多くを大淀川に求めています。そこで宮崎市の水道局と公害交通課が主体となり、大淀川流域の市町(2市12町)に呼びかけたものです。私たちも洗剤(無リン)の理解や雑排水を少なくし、河川をきれいにしたいものです。



**審判技術の向上をめざして講習会**  
町ゲートボール協会(会長 栗野喬夫)では、6月22日審判講習会を早馬公園で開きました。  
当協会は高齢者が主体となり、50チームの400名が加入し、各自の健康保持に努めています。  
今回の講習会には審判有資格者(3級~2級)60名が参加。講師に竹森1級審判員(山田町)を招いて、「審判員としての役割と任務」について、実技を通じて受講し、審判技術の向上を図りました。



**泥んこになり田植えを体験**  
樺山スポーツ少年団(団長 下西幸和、団員40名)では、6月12日五本松の水田8アールに、親子で田植えをしました。  
同少年団は、スポーツを通じて、規律と礼儀をモットーに、地域の清掃奉仕活動も行っています。  
田植えも今年で3年目。子どもたちは、なれない手付きで泥んこになりながら2時間程で植え付けました。子どもたちは、お米を生産する苦勞を体験し、やがて秋には収穫の喜びを感じることでしょう。  
尚、土地は蔵元征男さん、苗は時任一さんより提供。



**9年目を迎えた地籍調査 本年度240町歩を計画**  
地籍調査は、私たちが登録している戸籍に相当するいわゆる土地の戸籍で土地の一事ごとに、それぞれ地番や地目、所有者、境界を調べ、その実態を測量して地籍図と地籍簿を作成するものです。  
そこで本年度の地権者への調査説明会が6月30日畜産センターで行われました。  
調査区域は大字樺山、字細目と字高野で面積240町歩の1010筆となっております。  
今後、関係者のご協力をお願いするものです。



**乳質の向上をめざして 酪農婦人部**  
町酪農婦人部(部長 新地クニ子ほか42名)では、この程乳質の向上を図るため畜産センターで研修会を開きました。  
町内の酪農家43戸は、会員相互の融和と親睦をはかりながら、乳質の改善と経営の近代化、生活の合理化などについて、活発な活動を展開しています。その結果、昨年は県乳質改善共助大会で優秀賞に輝いています。  
今回はミルクの洗浄方法により細菌量を減少することをスライドを通じて研修しました。



**団体の部で三股Aが3位入賞 四半的弓道大会**  
都城地区四半的弓の大会は、6月20日勤労者体育センターと町体育館に県内外より100チーム(高齢者64一般36)の450余名が参加し、賑やかに開かれました。  
この大会は愛好者の健康増進と相互の親睦と融和を深めながら、更に技術の向上を図るものです。  
本町からは男女8チームが参加。他のチームに善戦し、高齢者団体の部で三股Aが3位に入賞しました。



**むだ遣いをせず貯金を**  
町では、各小学校の一年生、301名に6月7日貯金箱を配布しました。  
これは金銭教育の一環として、子供たちに清潔な金銭感覚を身につけ、お金や物を大切に、計画的に活用する習慣を養うため、毎年行っているものです。  
各学校とも「子ども銀行」が設置され、児童たちの自主的な貯蓄実践活動が行われています。私たちも物に恵まれた生活に慣れて、お金や物の価値を見失いお金のむだづかいが多いようです。もう一度、貯蓄について考えてみてはいかがでしょうか。(写真は宮村小)

# おしらせ



金融機関は八月から

毎月第二土曜日が閉店休業

このたび、金融機関（銀行、郵便局、農業協同組合、信用金庫等）では、関係法令等の改正により、八月から毎月、第二土曜日を閉店休業とすることが決定されました。このため、役場内の指定金融機関業務も閉店休業となります。

公金の収納や支払いは、第二土曜日を避けていただきますようお願いいたします。

尚、八月の閉店休業は、八月十三日となっております。

## 非常災害時に備えて 重要電話を指定

台風や水害、地震などの大規模な災害時に備えて、非常災害連絡電話を指定することになりました。この電話は、非常災害時の対策や被災者が利用する通話確保するため、役場内の電話を指定する

もので、災害時、一般の電話から通話が出来ない場合でも、この指定電話は可能な限り通話が出るようになっておりますのでご利用下さい。

●非常災害時の重要指定電話

- ① 二一六番
- ② 二一〇番
- ③ 二一九番
- ④ 二二〇番

## 行方不明者を捜す

### 相談所を開設

毎年、実施しております。「行方不明者を捜す運動」を八月に実施することになりました。

これは、事情があつて家出し、長期間行方不明となっている人達を確認したり、知らない土地で、無縁仏として葬られている人を一人も多く捜し出そうというものです。

相談は無料で、秘密は厳守されます。どうぞ遠慮なく相談ください。

期日 八月十日～十二日  
時間 午前十時～午後四時  
場所 都城警察署

●相談にこられるときは、行方不明者の顔写真や身体特徴など、身元を確認するための資料を持ってきて下さい。相談は願出人や家族に限らず、知人、友人など、どんなでも結構です。

## 税務大学校学生募集

入事院では、国家公務員初級職員（税務職）を募集しています。

国家公務員採用初級試験（税務）に合格し、採用されますと、税務大学校普通科に入校します。

税務大学校普通科では、一年間税務の専門教育を受け、その後、税務職員として、国税の仕事に従事することになります。

受験資格は、昭和三十八

年四月二日から昭和四十四年四月一日までに生れた方となっています。申込受付期間は、七月六日（水）から七月十四日（木）までで、申込用紙は国税局、税務署に備えてあります。

詳しくは、熊本国税局人事第二課か、税務署総務課へお問い合わせください。

熊本国税局  
（電話）〇九六二一五四一六二一  
都城税務署  
（電話）〇九六六一三二四三七七

## 愛のご寄付

三股町社会福祉協議会では、忌明け寄付を次の通りいただきました。

故人の冥福をお祈りいたしますと共に社会福祉発展のために有意義に利用させていただきます。

昭和五十八年六月一日から  
昭和五十八年六月二十日まで

- 寄付者 続柄 故人名 地区 金額
- 福田由博之丞 妻 ミツエ 三原 三万円
  - 飛松キノ(夫) 次 飯屋 五万円
  - 前田秀二(妻) ウメ 寺柱 五万円
  - 福田幸雄(母) デ 上米 三万円
  - 入田洋子(夫) 春 雄下 二万円
  - 園田義明(妻) キヨ 今市 一万円
  - 柳田トシ夫(夫) 豊 下新 五万円
  - 尾崎秀行(母) ナ 高 二万円
  - 山之内常盛(妻) キクエ 山王原 一万円
  - 堀内明雄(子) 美 稗田 一万円
  - 小牧ハルエ(夫) 利 雄 中野 二万円

## 7月の納税 保険税 第1期分

8月は県町民税2期  
保険税2期分の納  
入です。

## 三股町の人口

昭和58年7月1日現在  
人口18,332人 出生25人  
男 8,700人 死亡9人  
女 9,632人 転入87人  
転出93人  
世帯数 5,671戸  
前月比+10人